

サッカーゴール（移動式）の検査マニュアル

制定 平成 3年 2月15日

改正 平成22年 6月 1日

改正 2015年（平成27年）9月19日

一般財団法人製品安全協会

この検査マニュアルは、「サッカーゴール（移動式）のSG基準：2015年9月19日改正」に基づいた検査を適切に行えるように定めたものであり、この検査マニュアルに疑義が生じたときは当該関係者、製品安全協会、委託検査機関等によって検討するものである。

I 適用範囲について

ここでいう「サッカーゴール（移動式）」とは、屋外運動場、運動公園等で体育運動に使用する移動式のサッカーゴール（注1）（以下、「ゴール」という。）をいい、競技場で使用する埋め込み固定式及び組立式のサッカーゴール並びにゴールネットについては除く。

注1) ゴールの寸法及びゴールに使用されるネット等に関しては、公益財団法人日本サッカー協会の競技規則に従う。

II 安全性品質について

1. 外観及び構造

(1) 基準[4.1.(1)]

ア) 基準「仕上げは良好」とは、外観上の変形、変質、変退色、表面損傷等がないことをいう。

イ) 「手指等が触れる部分」とは、使用時及び移動時を含め、ゴールを構成しているすべての部品について適用する。ただし、打ち込みくいの先端は除く。

ウ) 「傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと」とは、面取り、折り返し、端巻き、被覆等の処理が施されている状態をいう。

(2) 基準[4.1.(2)]

「著しく突出していないこと」とは、ボルトのネジ部にあつては、先端がナットの厚さ以上に突出していないこと。

(3) 基準[4.1(4)]

(b)(c)に関して、クロスバーと支持わくに補強材（ネットを強く張るためのもの）が取り付

けられているものもSG対象とする。ただし、補強材の取り付けは、ボルト・ナット等による機械的結合又は突き合わせ溶接とする。なお、クロスバーと支持わくとの取り付け角度は、鋭角にならないようにする（約45°が適）。

(5) 基準[4.1.(5)]

「単一材」には、ボルト・ナット、継ぎ材等によって機械的に接合している構造も含むものとする。

(6) 基準[4.1.(9)]

打込みくいは、十分な強度及び耐久性を有するワイヤーロープ等を介して使用しても構わない。ただし、設置時にたるみがなく、また使用中に緩みを生じないものであることとする。

(7) 基準確認方法[4.1.(10)]

「装着時には土台フレームとの遊びは大きすぎないこと。」に関して、遊びの参考値は15mm以下とする。

2. 強度

(1) 基準確認方法[4.2.(1)]

ア. ゴールを水平・平たんな試験面に静かに置く。ただし、試験面はクロスバーに所定の力を加えたとき、ゴールの接地部が沈み込まないような固い地面とする。

なお、柔らかい地面を使用する場合は、ゴール接地部の下に敷板等を置き、安定させてから試験を行うものとする。

イ. クロスバー中央に長さ200mm、幅はクロスバーの幅と同等の寸法、厚さは約20mmの木製あて板を介して、800N（-0, +50N）の力(F)を鉛直方向に1分間加える。なお、クロスバーが異形であて板が安定しないものにあっては、クロスバーの形状に合ったあて板を使用してもよい。

力を付加するには、重錘を用いるか、荷重計（図1参照）を有する付加装置またはこれと同等以上のものを使用する。

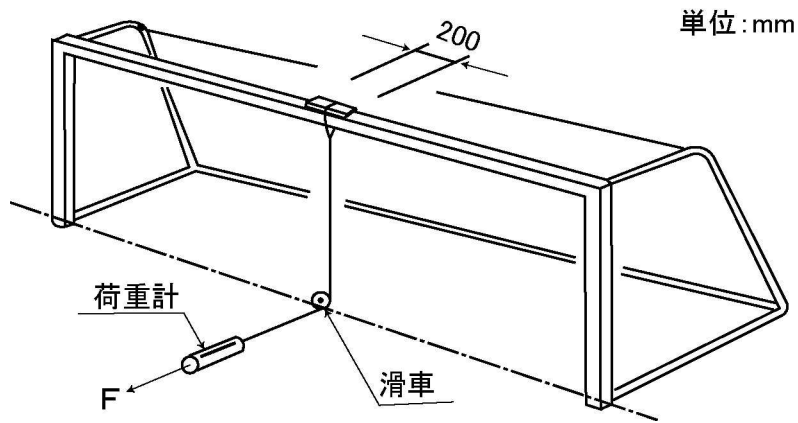


図1 クロスバーの強度試験方法の例

- ウ. たわみ量の測定位置は、図2に示すようにクロスバーの下面から測定する。
測定機器は、ハイトゲージ、ダイヤルゲージまたはこれと同等以上の精度を有するものを使用する。

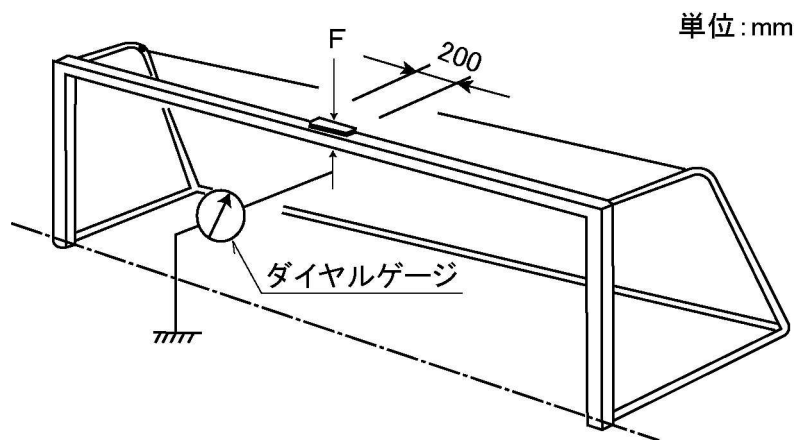


図2 たわみ量の測定方法（ダイヤルゲージを使用した例）

- エ. 力を除去した後、クロスバー、ゴールポスト、接合部等に破損、著しい曲がり、緩み、ぐらつき等がないことを確認する。
- (2) 基準[4.2.(2)]
「使用上支障のある変形」には、付加時のネット装着具の著しいねじれ、変形等も含むものとする。

基準確認方法[4.2.(2)]

- ア. ゴールは、2.(1)の基準確認方法のア項のような試験面に静かに置く。
- イ. ネット装着具にワイヤロープ等を掛け、ネット装着具に対して鉛直下方向に100N（-0, +10N）の力を1分間加える。ただし、測定は任意のネット装着具2個を選出して行うものとする。
力を付加するには、重錘を用いるか、荷重計（図1参照）を有する付加装置またはこれと同等以上のものを使用する。
- ウ. 力を除去した後、ネット装着具の接合部、ゴールポスト、クロスバー等に破損、著しい曲がり、ねじれ、緩み、ぐらつき等がないことを確認する。

3. 安定性

基準確認方法[4.3]

後部フレームを有するゴールにあっては、下記に示す試験にて代用可能である。

- ア. ゴールは、2.強度(1)基準確認方法のア項のような試験面に静かに置く。
- イ. ゴールは、図3に示すように3点で支持する。このとき、後部フレーム中央部には最大使用範囲が100kgの荷重計（体重計等）を置き、次に両側のゴールポストの下部には使用する荷重計と同等の高さを有する木製敷板を置く。ただし、後部フレームが試験面に接しないようにゴールを保持する。

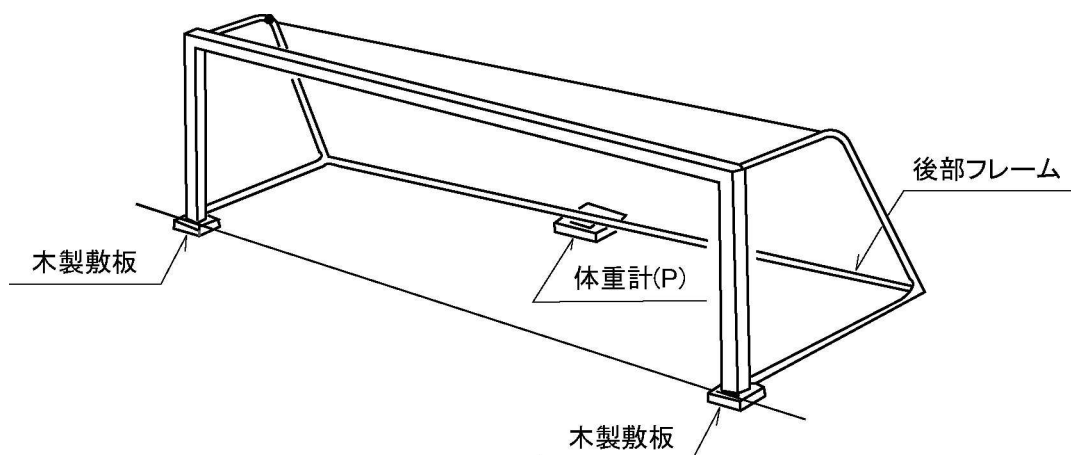


図3 後部フレームの浮き上がり試験（3点支持の場合）

また、ゴールは図4に示すように4点で支持してもよい。このとき、後部フレームの任意の2箇所荷重計を置く。

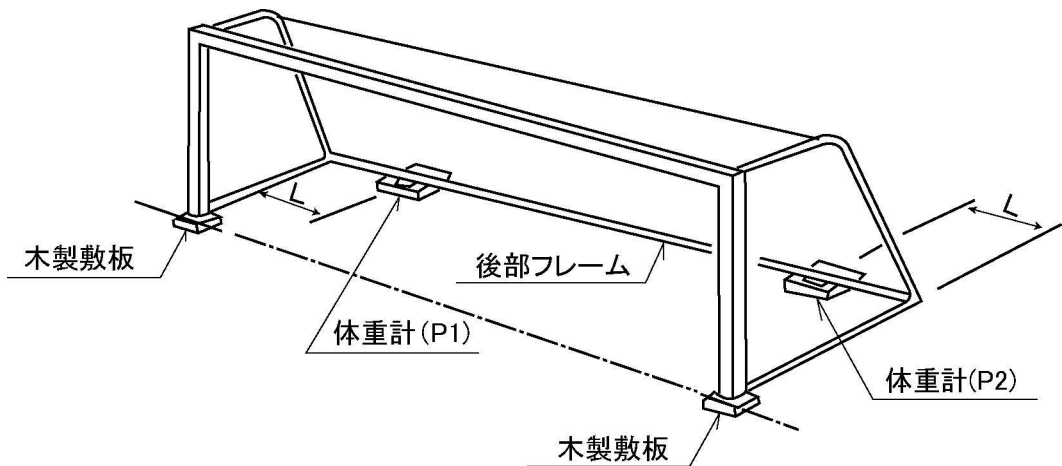


図4 後部フレームの浮き上がり試験（4点支持の場合）

- ウ. 荷重計の目盛が安定したとき、値(P)を読む。
- エ. ウで求めた値(P)を式1に代入し、ゴールの浮き上がり値を求める。
 なお、4点支持による試験においては後部フレームを支持した2台の荷重計の各々の値を加えて (P1+P2)、これを式1に代入し、ゴールの浮き上がり力を求める。

$$F = \frac{W \times P}{H} \dots \dots \text{式1}$$

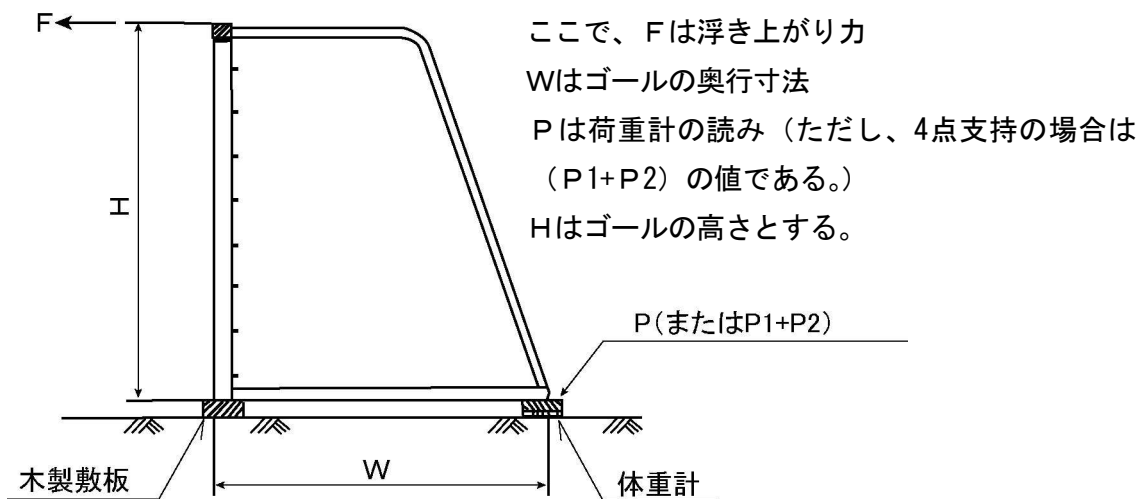


図5 後部フレームの浮き上がり試験

4. 材料

基準[4.4]

- ア. 「さびの出るおそれのあるところ」とは、さびやすい金属表面または異種金属の接触する部分をいう。
- イ. 「防せい処理」とは、めっき、塗装等が施されている状態をいう。

Ⅲ 表示及び取扱説明書について

1. 表示

基準[5.1]

「容易に消えない」とは、手または布でこすったとき、消滅もしくははく離等がないことをいう。

2. 取扱説明書

基準[5.2.(6)]

- ア. 「安全点検」とは、施設、設備、器具、用具等の機能性と信頼性を維持するためのものであり、機能の低下等による事故を未然に防止するために行うものである。
安全点検には、日常点検、定期点検または必要に応じて実施する臨時点検（例えば、暴風雨、地震など）があるが、ここでは主として定期点検についての点検箇所、点検内容及び点検時期を規定した。
- イ. 安全点検のときに異状がある場合は、その状態に応じて、修理、交換等を行う旨を記載する。
- ウ. 安全点検については、表1に従い点検表を作成すること。

表1 安全点検表(例)

管理者名：

サッカーゴール（移動式） 年度安全点検表					点検結果				処	理	点検者印
項目	点検箇所	点検内容	点検方法 ^(注)	点検時期	正 常	調 整	補 修	交 換			
支柱	ゴールポスト及びクロスバー	破損、変形、さび	A		・	・					
					・	・					
	支持わく	破損、変形、さび	A	6月	・	・					
					・	・					
	土台フレーム 後部フレーム	破損、変形、さび	A	6月	・	・					
					・	・					
ネット支持具	破損、変形 緩み	A	3月	・	・						
				・	・						
				・	・						
				・	・						
ネット装着具	破損、変形	A	3月	・	・						
				・	・						
				・	・						
固定具、打込みくい又は重錘	破損、変形 取付け状態	A	3月	・	・						
				・	・						
				・	・						
接合部（各種接続ボルト）	破損、変形 締付け状態	A	3月	・	・						
				・	・						
				・	・						
備 考	注意ラベルに関しても項目追加のこと。										
	購入日 年 月 日	備品番号	購入先			製造業者					

(注) 点検方法

A. 官能試験：目視、触感または適切な器具（例えば、拡大鏡等）によって調べる。

なお、比較の基準となる標準見本または限度見本が必要なときは、それに応じて作製する。

◆オンサイト試験に関して

本品目は、下記に示すオンサイト試験の対象とする。

【定義】通常は委託検査機関の設備で行う SG 基準の適合性試験を製造事業者が指定する場所に委託検査機関の検査員が出向いて、その場所にある検査設備で行う試験。

【適用条件】検査品が大型で、委託検査機関に運んで検査することが困難な場合に行う。

【対象品目】サッカーゴール（移動式）、ハンドボールゴール（屋外用）、バレーボール支柱、バスケット台（移動式）

【試験設備】製造事業者は校正された試験設備（工場登録要件の検査設備）を準備し提供する。

【結果報告】適合性試験の合否判定結果（試験成績書）は、オンサイト試験においても通常の委託検査機関の試験設備で行われる場合と同様に一般財団法人製品安全協会より製造事業者に報告する。

【備考】オンサイト試験において、問題や疑義等が生じた場合は、一般財団法人製品安全協会、委託検査機関、当該事業者の協議で対応する。